

習志野市教育大綱(案)パブリックコメント 提出された意見等の概要及びこれに対する市の考え方(案)

1. 結果の概要

- ◆実施期間: 令和7年11月1日～11月30日
- ◆受付件数: 合計5件(3名)
- ◆意見件数: 4件

資料1

2. 意見等の概要及びこれに対する市の考え方

No.	項目名	頁	いただいたご意見の概要	いただいた意見に対する市の考え方
1	4. 習志野市教育大綱 3 多様性を互いに尊重し合う社会の継続 (4) 不登校の未然防止と解消に向けた取り組みの推進	p5	不登校児の居場所づくりについては、学びの多様化学校の取組みに加え、市内全体の不登校児や不登校傾向にある児童生徒に対し、より多様かつ柔軟な居場所が必要であると考え、 不登校当事者らが主体となって支援活動を行う団体などに対し、支援を行うことはできないか。	「(4) 不登校の未然防止と解消に向けた取り組みの推進」に関し、本市では、学びの多様化学校の取組みに加え、校内教育支援センターや校外教育支援センター「フレンドあいあい」等の機能を強化し、多様な学びの場の確保と不登校児童生徒への支援を一体的に推進してまいります。 あわせて、学校による速やかな家庭訪問や教育相談による個別支援、県教育委員会が派遣する訪問相談担当教員や市の訪問相談員の活用、さらに教育分野だけでなく社会福祉等の専門的知見を有するスクールソーシャルワーカーの積極的な活用を通じ、早期の兆しを的確に把握して支援につなげることで、不登校の未然防止に努めてまいります。 ご提案がありました、 市が主体ではない不登校当事者等による支援団体との連携・支援につきましても、教育委員会と連携しながら、その在り方を検討してまいります。
2	4. 習志野市教育大綱 2 若い世代・子育て世代の希望がかなう支援の拡大	p4	子ども・若者の主体性の育成及び多様なニーズへの対応を目的として、遊びを通じた成長の場となる「プレーパーク」について、 ・ プレーパークの常設化 (千葉県内には現在2カ所)の整備促進による子ども・若者の居場所形成及び地域ネットワーク、市民交流の強化 ・ 移動式遊び場(プレイカー)による遊びの機会提供 と地域コミュニティの活性化 ・ プレイリーダー(プレイワーカー)の配置 の3点の取組により、地域における人と活動を繋げる要素となり得る。 このような市民活動との連携についても教育大綱に取り入れてはどうか。	本市におけるプレーパークにつきましては、プラッツ習志野において指定管理者が事業を実施しているほか、民間団体のパンフレットを要望に応じて市役所窓口へ配架するなどの対応をしております。 また、 プラッツ習志野内のフューチャーセンターにおいては、プレーパークの新規実施を含む相談への対応が可能です。 移動式遊び場の活用やプレイリーダーの配置につきましても、様々な主体との交流・協働によるまちづくりの観点から、市民活動との連携を一層推進してまいります。 なお、地域におけることも、若者の居場所づくりにつきましては、教育分野に限らず、こどもと子育てで家庭への支援、若者支援、少子化対策を含む総合的な計画として 令和7年3月に策定した「習志野市こども若者まんなか計画」に位置付けております。同計画に基づき、各種団体等を含む地域社会が、こども・若者とその家庭を温かく見守り、支えるまちづくりを進めてまいります。
3	4. 習志野市教育大綱 1 次世代の担い手を育てる教育・人材育成の強化 (4) 体験活動等の充実	p4	鹿野山で実施してきた小学校のキャンプが老朽化により廃止される見通しであるため、その代替として「 ラーケーション制度 」の導入を提案する。LearningとVacationの造語で、家庭が自主的に学びを伴う活動を行い、学校の出席扱いになる制度で、成田市などで導入実績がある。 実際に参加した経験もあり、現地校との交流や体験を通じて多くの学びを得られたことから、子どもの学びの選択肢として導入を検討してほしい。	「1 次世代の担い手を育てる教育・人材育成の強化 (4) 体験活動等の充実」において、児童生徒が年齢や世代を超えた人々との交流を深めるとともに、自然体験や社会体験、文化・芸術の鑑賞や表現活動など、多様な体験活動の充実を図り、豊かな感性や創造性を育むことで、他者を尊重し、協働する態度を培うことを目指すこととしております。 ご提案のラーケーション制度につきましては、 他自治体の例も参考に調査・研究を進めてまいります。
4	4. 習志野市教育大綱 3 多様性を互いに尊重し合う社会の継続	p5	「(2) 共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進」、「(3) 多様なニーズに対応する教育の推進」を掲げる一方で、 習志野市には特別支援学校の小学部しかなく、早急に中学部、高等部の設置に向けて県との交渉にあたっていただきたい。	特別支援学校の設置につきましては、県が行うものと定められており、現在、市内在住の特別支援学校中学部・高等部の生徒は、習志野市、八千代市を学区とする県立八千代特別支援学校に通学しています。 しかしながら、本市生徒にとっては通学に多大な時間を要しており、また八千代特別支援学校の生徒数が増加し過密な状況であります。そのため県は、これらを解消するため、本市の市境から近い 千葉市花見川区に小学部・中学部・高等部を備えた県立の(仮称)花見川特別支援学校を令和9年度に開設すべく進めております。 この学校が開設された際は、習志野市の中学部・高等部がこの学校の学区となることから、生徒の通学に要する時間が短縮されます。 市内への設置につきましては、 このような県の動向を踏まえた上で、引き続き、県と情報共有等協議を密にしてまいります。